

大阪国際空港周辺地域整備構想

—概要版—

令和 4 年（2022 年）3 月
豊中市

第1章 構想の策定

●大阪国際空港の沿革とこれまでの取組み

昭和 14 年（1939 年）に、現在の大阪国際空港の前身となる「大阪第二飛行場」が開場しました。昭和 39 年（1964 年）のジェット機の就航以降に騒音問題が深刻化し、昭和 49 年（1974 年）に大改正された「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害等の防止に関する法律（以下「航空機騒音防止法」という。）」に基づき、同年に、大阪府、兵庫県の共同で、大阪国際空港の周辺地域の整備に関する基本計画として「大阪国際空港周辺整備計画」が策定されました。

昭和 62 年（1987 年）に、騒音対策区域の第 2 種・第 3 種区域が大きく縮小されましたが、大阪国際空港周辺地区の整備を進め、地域と空港との調和を図るため、昭和 63 年（1988 年）に、国や大阪府、空港周辺整備機構、本市で構成する「空港周辺整備事業調査検討委員会」により、「大阪国際空港周辺整備計画」の実施計画として、都市計画緑地、公園・緑地及び児童遊園、道路・緑道、防火水槽、移転補償跡地の整備方針を示した「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」が策定されました。

●背景と目的

大阪国際空港の周辺対策として、昭和 42 年（1967 年）に制定された「航空機騒音防止法」に基づき、「大阪国際空港周辺整備計画」（昭和 49 年（1974 年））の策定、共同利用施設の整備、移転補償事業、緑地造成事業、公共施設や住宅の防音工事などの取組みが始まりました。

その後、昭和 63 年（1988 年）には、同計画の実施計画として「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」を策定し、大阪国際空港周辺緑地事業などの施設整備が進められてきました。

また、この間の航空機騒音をめぐる国との長い交渉・協議の末、現在の空港の運用や空港周辺対策に至っていますが、現在においても、環境基準を超える騒音が発生していることから、空港周辺対策事業の継続は、航空機運航の安全の確保とともに、本市の最優先の課題です。

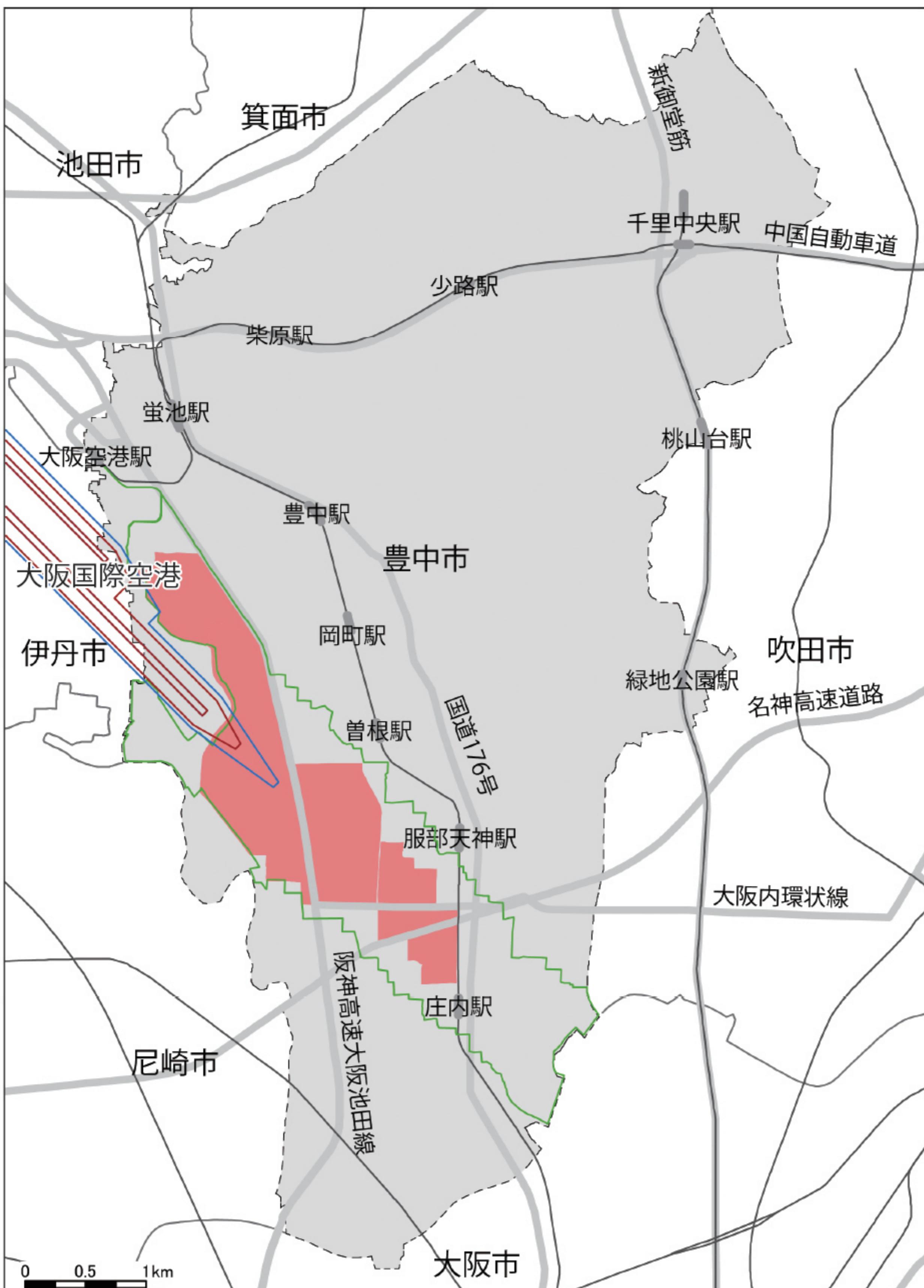
一方で、本市は「空港を活かしたまちづくり」を掲げ、空港が生み出す雇用や経済波及効果、全国に広がる就航先との交流、空港や飛行機に身近に接することができる立地など、大阪国際空港によって生み出される様々なプラス面を本市の活性化につなげようと取り組んでいます。

こうしたことを背景に、本構想は、騒音・環境・安全への対策を最優先としつつ、空港と共生し、共に発展することをめざして、住宅地の環境向上や産業立地の誘導、地域交通機能や防災力の向上などに関する市の方針を踏まえて、都市計画緑地や共同利用施設の整備をはじめ、大阪国際空港周辺地域の基盤となる施設などについて、今後の整備の方向性を示すことを目的とします。

●対象区域

本構想は、「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」を継承し、その後の状況変化に応じた新たな構想として策定するものです。

対象とする区域は、都市計画緑地、公園・緑地及び児童遊園、道路・緑道、防火水槽については、「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の対象区域を踏襲した範囲とし、移転補償跡地、共同利用施設については、騒音対策区域の第 1 種区域を中心とした範囲とします。また、本構想では、この両範囲からなる区域を「大阪国際空港周辺地域」とします。



凡例

大阪国際空港周辺地域(対象区域)

□ 騒音対策区域 第2種区域

■ 大阪国際空港周辺地区整備計画(案)区域
 (対象施設:都市計画緑地、公園・緑地及び児童遊園、
 道路・緑道、防火水槽)

□ 騒音対策区域 第3種区域

□ 豊中市

□ 騒音対策区域の第1種区域(豊中市内)を中心とした範囲

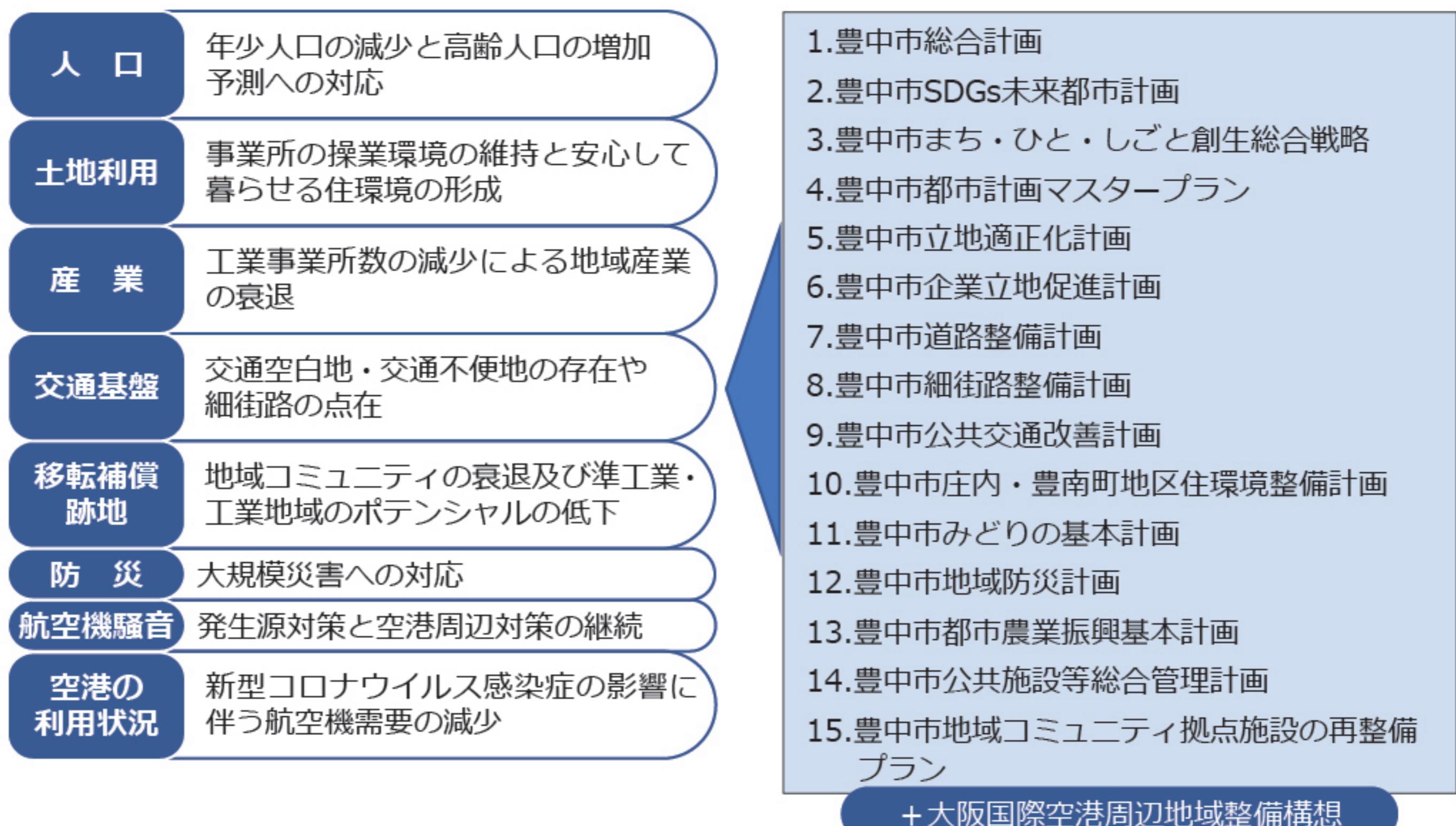
(対象施設:移転補償跡地、共同利用施設)

大阪国際空港周辺地域

第2章 現況と課題

●大阪国際空港周辺地域の課題及び市の関連計画

大阪国際空港周辺地域の今後の課題や市の関連計画について示します。



大阪国際空港周辺地域の課題及び市の関連計画

●大阪国際空港周辺地区整備計画（案）の検証

「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」では、走井、勝部、原田、利倉、豊島北、豊島、野田の7地区を設定し、都市計画緑地、公園・緑地及び児童遊園、道路・緑道、防火水槽、移転補償跡地の都市の基盤となる施設などの整備方針を示しています。

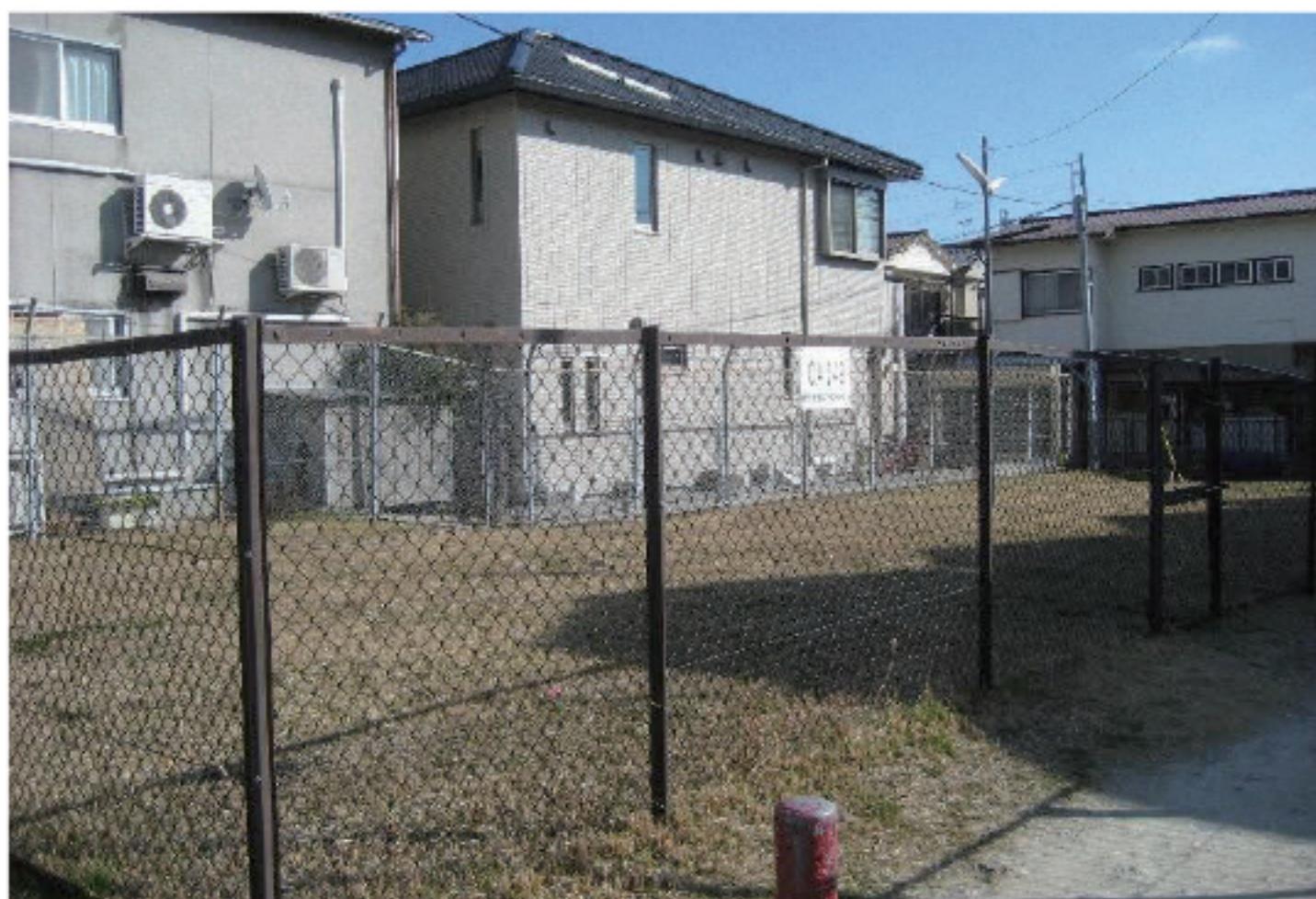
大阪国際空港周辺地区整備計画（案）の整備状況及び現況と課題

区分	計画	整備状況			現況と課題	
		整備	一部整備	未整備		
都市計画緑地	24箇所	7箇所	5箇所	12箇所	<ul style="list-style-type: none">未整備箇所が複数騒音対策区域の第2種・第3種区域の縮小都市計画緑地による建築制限「豊中市みどりの基本計画」との整合	
公園・緑地 及び 児童遊園	公園・緑地	2箇所	1箇所	1箇所	0箇所	<ul style="list-style-type: none">未整備箇所もあるが、他の公園・緑地及び児童遊園から概ね250mの誘致距離圏内の範囲に整備済
	児童遊園	5箇所	3箇所	0箇所	2箇所	
道路・緑道	新設道路	24路線	3路線	7路線	14路線	<ul style="list-style-type: none">未整備路線が複数都市計画緑地整備事業との調整「豊中市道路整備計画」及び「豊中市細街路整備計画」との整合地元協議が必要な路線の存在
	拡幅道路	21路線	2路線	10路線	9路線	
	緑道	1路線	0路線	1路線	0路線	
防火水槽	9箇所	6箇所	0箇所	3箇所	<ul style="list-style-type: none">未整備箇所もあるが、他の消防水利から概ね250m圏内の範囲に防火水槽を整備済	
移転補償跡地	282箇所	整備・利用済 248箇所		未利用 34箇所	<ul style="list-style-type: none">「豊中市立地適正化計画」及び「豊中市企業立地促進計画」との整合土地の所有者である新関西国際空港株式会社との連携	

●大阪国際空港周辺地域の施設整備に重要な視点

本構想策定の背景や目的、大阪国際空港周辺地域の現況と課題や市の方針、「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の進捗状況を踏まえて、大阪国際空港周辺地域の施設整備に重要な視点を示します。

1. 本構想の前身となる「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の策定から30年以上が経過しており、社会情勢の変化や法制度の変更、航空機騒音の状況変化などに対応した大阪国際空港周辺地域の施設整備の方針を示すこと。
2. 地元住民の生活環境の向上に資するため、人口減少や高齢化社会への対応、住民と事業者の共生、地域産業の活性化、交通空白地や交通不便地の解消、地域コミュニティの活性化、避難場所や避難ルートの確保、避難所の確保や運営体制の充実、航空機騒音の対策、航空機需要の回復など、大阪国際空港周辺地域の現況と課題に対応した施設整備の方針を示すこと。
3. 市の関連計画などによって示されているまちづくりの方針と整合を図り、大阪国際空港周辺地域の今後の施設整備の方針をわかりやすく示すこと。
4. 「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の進捗状況を踏まえて、以下の具体的な施設整備の方針を示すこと。
 - ・未整備区域の都市計画緑地のあり方や都市計画緑地の利活用
 - ・未整備路線の道路・緑道のあり方
 - ・移転補償跡地の利活用
 - ・共同利用施設のあり方と設備の充実化



点在する移転補償跡地



移転補償跡地における産業立地の促進



指定避難所となっている共同利用施設



利用緑地（ふれあい緑地）におけるイベント

第3章 基本理念と基本方針

広域的な交通・交流の拠点として、地域の発展に大きく寄与する重要な社会資源である大阪国際空港を活かしながら、都市の利便性を支える基盤を確保し、だれもが快適に暮らし、働くことのできるまちづくりをめざします。

次の基本理念に基づき、地域の望ましい将来像を定め、これらを実現していくための基本方針及び整備の方向性を定めます。

基本理念

空港とともに歩む

利便性の高い快適なまちづくり

将来像

大阪国際空港周辺地域の将来は・・・

多様な世代や立場の人々が、快適な住環境の中で地域への愛着をもって暮らしています。

様々な企業が立地し、創造的なものづくりなどが生まれ、地域に暮らす人々の働く場が確保されています。

空港の魅力を楽しむことができる様々な拠点に人々が集まり、にぎわいのあるまちとなっています。



基本方針

空港を活かした魅力あるまちづくり

空港周辺対策事業により整備した共同利用施設を充実させるほか、新たに飛行機が観賞できる魅力的な拠点を整備するなど、地域の発展に大きく寄与する重要な社会資源である空港を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

働く場が生まれる創造性のあるまちづくり

様々な企業が安定して操業できる環境を形成し、産業活動に不可欠な都市基盤の整備水準を確保するほか、空港運営者との連携により移転補償跡地を活用した企業立地を進めるなど、地域に暮らす人々の働く場を生み出し、創造的なものづくりなどが生まれるまちづくりを進めます。

住んでみたい住み続けたいまちづくり

快適で安心・安全に暮らすことができる住環境を形成するため、暮らしを支える都市基盤の整備水準を確保するなど、優れた利便性や就労環境を活かしながら、誰もが「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めます。

第4章 整備の方向性

基本方針に基づき、「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の進捗状況を踏まえて、都市計画緑地、公園・緑地及び児童遊園、道路・緑道、防火水槽、移転補償跡地、共同利用施設の具体的な施設整備の方向性を示します。

公園・緑地及び児童遊園

- 「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の計画区域や計画箇所の大半が整備済みとなっており、騒音対策区域の第1種区域内の概ねの地域が誘致距離（※）圏内にあります。
- 誘致距離や市民一人当たりの公園・緑地面積の目標値など、「第2次豊中市みどりの基本計画」に定める公園・緑地の整備水準を満たす状況を維持します。
※誘致距離とは、公園・緑地の規模に応じて、その公園・緑地を利用する人の範囲を示すもの。

防火水槽

- 「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の計画箇所の大半が整備済みとなっていますが、総務省消防庁が定める「消防水利の基準を定める告示」に基づき、本市で定める250mメッシュで区切った基準区内のうち、防火水槽が設置されていない箇所について防火水槽を整備します。

移転補償跡地

- 「豊中市立地適正化計画」に示す土地利用の誘導区域との整合を図り、土地の所有者である新関西国際空港株式会社と締結した「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進に関する基本合意」、「大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域）の取扱いに関する覚書」、「大阪国際空港周辺場外用地（移転補償跡地）の具体的な取扱いに関する年次計画」及び「大阪国際空港周辺場外用地の産業利用に関する覚書」に基づき利活用を進めます。

共同利用施設

- 「航空機騒音防止法」に基づき、国及び大阪府の補助金を受けて整備した施設で、航空機騒音で日常生活を阻害されている住民が利用でき、日常的に集会や学習、保育などに利用されています。
- 建設から50年を超える施設もあり、老朽化による維持管理費の増大、トイレ改修、バリアフリーへの対応、駐車場の不備など、設備・運営方式を今の時代に合うよう改善していく必要があります。
- 管理運営委員会の意向を踏まえながら、運営方法や利用条件の見直しなどの新たな仕組みを検討し、今後の円滑な管理運営や利活用を進めます。

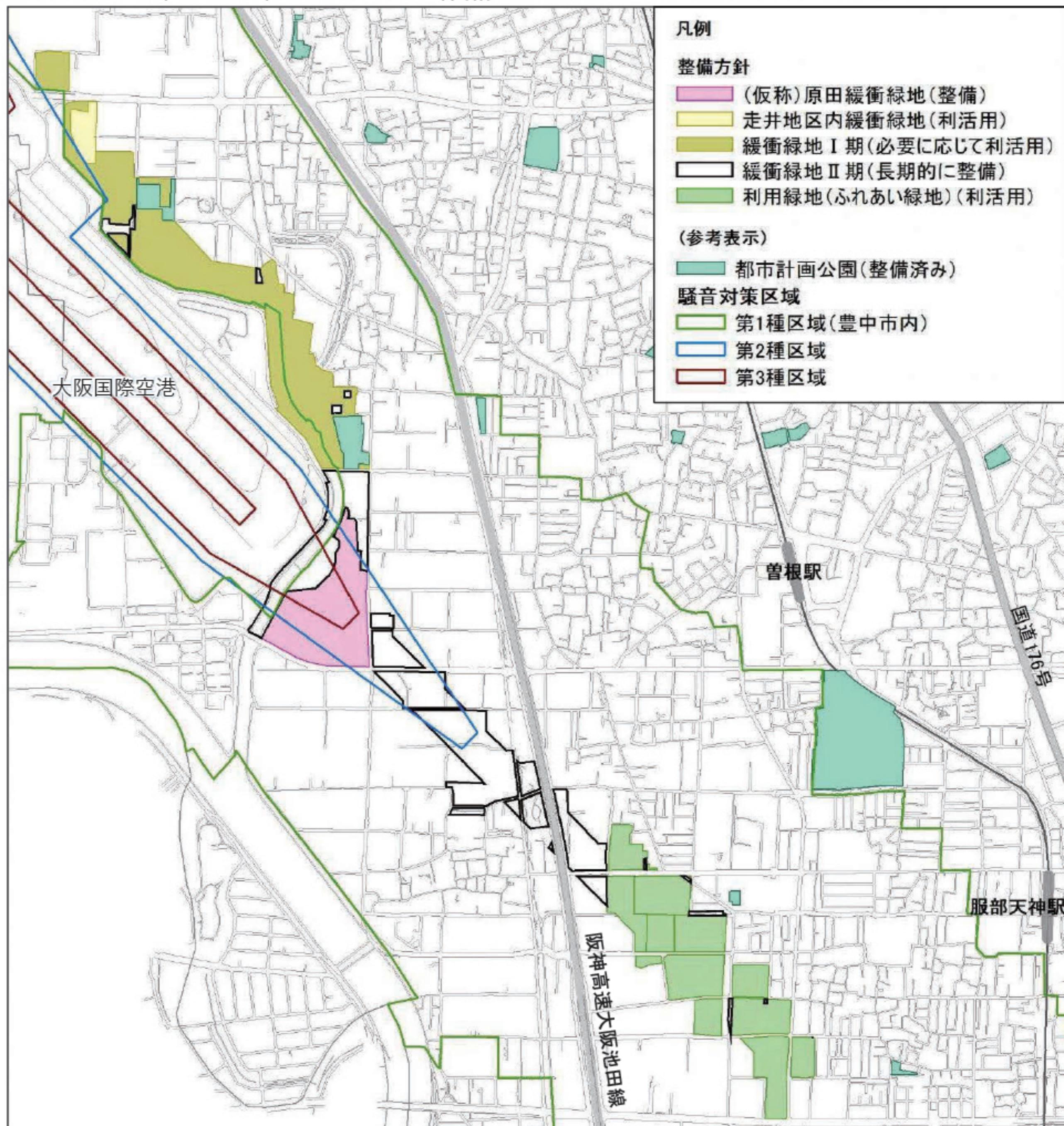
騒音対策区域内の施設 ※利用区域が騒音対策区域内	騒音対策区域外の施設 ※利用区域が騒音対策区域外
<ul style="list-style-type: none">○空港周辺対策の制度上の騒音対策施設として、施設の充実を進めます。○建替え時期の具体的な検討を含め、長寿命化を図るための維持補修を行うとともに、利便性を高めるため、現在の時代に合わせた設備の充実を進めます。	<ul style="list-style-type: none">○将来的には、騒音対策施設としての位置づけはなくなりますが、地域の集会施設の継続した確保・充実を図るため、「豊中市地域コミュニティ拠点施設の再整備プラン」に基づき、基本小学校区を単位とした施設整備を進めます。○施設整備に当たっては、避難所の配置や総量などのあり方とともに、地元住民の意見や近隣施設の状況を踏まえて再編を進めます。

都市計画緑地

- 緩衝緑地Ⅱ期については全域が未整備で、騒音対策区域の縮小に伴い、第2種・第3種区域から外れた区域を含みますが、平成21年（2009年）の騒音対策区域の縮小から10年程度しか経過して

おらず、騒音値が環境基準値に達していないため、都市計画緑地としての都市計画決定を継続します。
※なお、都市計画緑地の計画決定区域内では、階数が3以下で地階を有しないこと、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であることなどを条件に、建築物の設置が可能です。

- 緩衝緑地Ⅰ期内の整備済みの緩衝緑地については、滑走路に隣接する場所であることから、安全性に最大限の配慮をしつつ、引き続き市内の限られたオープンスペースの有効活用などのため、地元住民からの要請などに応じて、憩いや空港・飛行機に親しめる貴重な場として利活用を進めます。
- 緩衝緑地Ⅰ期内にある整備済みの走井地区内緩衝緑地については、緑地機能や安全性への配慮を前提としながら、地元住民とともに花畠の整備や一般開放などの利活用を進めます。
- 緩衝緑地Ⅱ期内にある未整備の（仮称）原田緩衝緑地については、緑地機能や安全性への配慮を前提としながら、飛行機を真下から間近に鑑賞することができる環境を活かした利活用を図るため、地元住民と協議のうえで整備を進めます。
- 整備済みの利用緑地（ふれあい緑地）については、利便性や快適性の向上などの利活用を進めます。
- その他の未整備区域については、長期的に整備していく位置づけのものとしますが、年数が更に経過し、今後、安定した騒音値の推移が見込める場合においては、代替の騒音対策を講じたうえで、都市計画緑地の必要性や実現性などの様々な観点から整備のあり方について検討します。



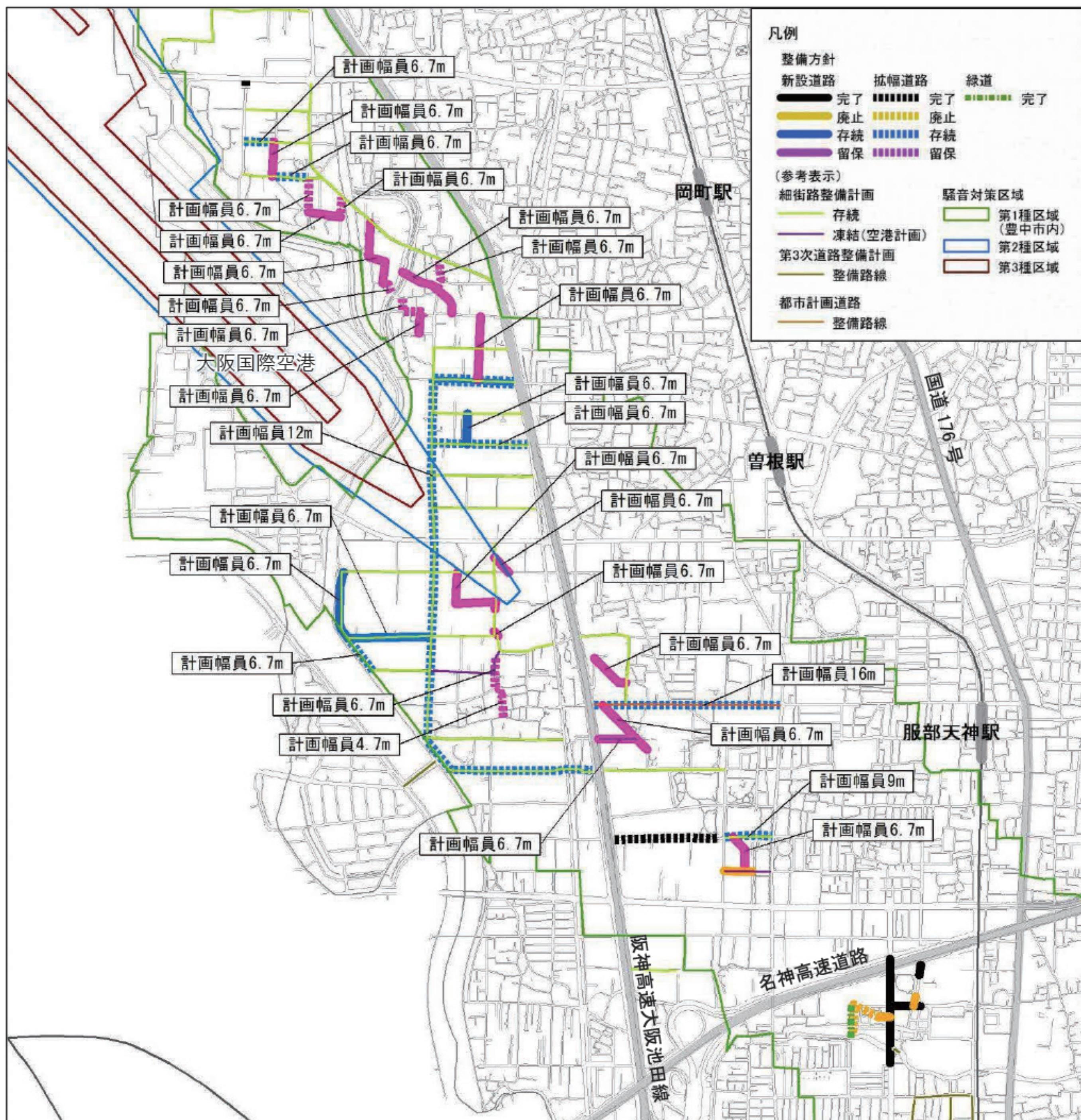
道路・緑道

<新設・拡幅道路>

- 「大阪国際空港周辺地区整備計画（案）」の計画路線について、整備済みは「完了」、代替の道路などが存在するものは「廃止」、一定の整備が進んでいるものは「存続」、緑地周辺道路や整備が困難で地元協議が必要なものは「留保」とします。
- 都市計画道路及び「豊中市細街路整備計画」に定める計画路線は「存続」とします。
- 一定の整備が進んでいるものとして「存続」と位置付けた路線は、産業利用促進整備助成金などを活用し、その整備を進めるとともに、「留保」と位置付けた路線は、地域のまちづくりへの機運が高まり、整備の必要性について地域の合意形成が得られた場合には、路線の位置付けを「存続」に変更し、その整備を進めます。
- 「豊中市細街路整備計画」に基づき、本構想において「存続」と位置付けた路線は、「豊中市細街路整備計画実施要綱」に基づき整備を進めます。

<緑道>

- 新たに緑道の整備が必要となった場合は、地元住民と協議を進めます。



第5章 重点事業

● (仮称) 原田緩衝緑地の整備

(1) 目的

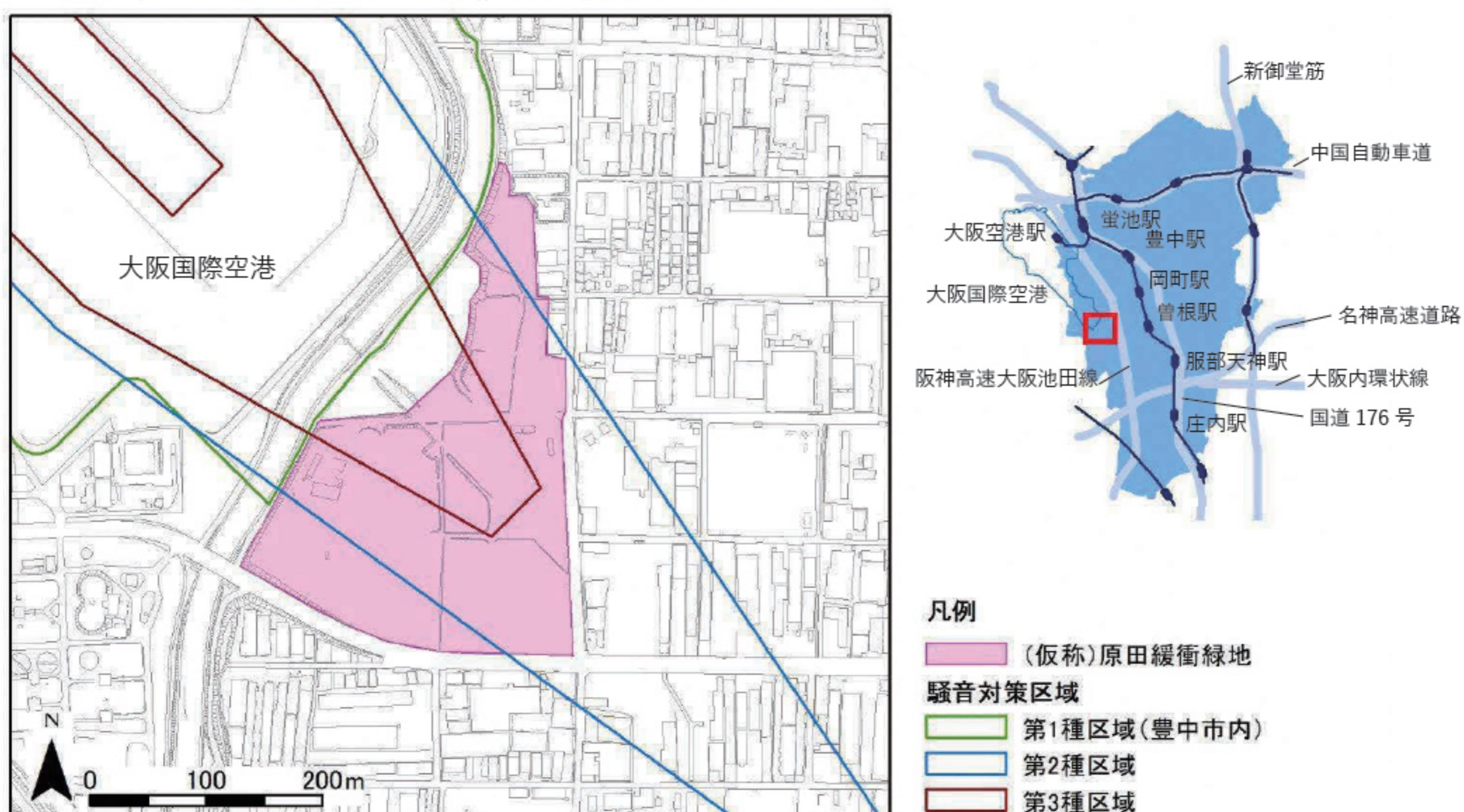
原田地区の緩衝緑地のうち、都縁－4 「(仮称) 原田緩衝緑地」は、大阪国際空港周辺緑地事業の緩衝緑地Ⅱ期事業の計画地で、その一部は現在「緑と食品のリサイクルプラザ」や「緑化樹木見本園」、「記念樹の森」など、主にみどりに関連する施設などの敷地として利活用しています。

「第2次豊中市みどりの基本計画」では、これらの施設について、資源循環や緑化啓発、みどりに親しむ場として有効に活用していくことを示しています。

同地に隣接する千里川土手は、飛行機の着陸を間近で見られる貴重な場所として、令和元年（2019年）にトリップアドバイザーの「エクセレンス認証」（※）を受けました。

こうした状況を踏まえて、大阪国際空港周辺地域の活性化を目的に、(仮称) 原田緩衝緑地の整備を進めるとともに、千里川土手と一体的な空間として魅力的なスポットとするため、関係機関と連携・協議を進めます。

※世界最大級の旅行プラットフォームであるトリップアドバイザー社による認証で、最高のサービスを継続的に提供し、過去1年間にわたり高評価の口コミを継続的に獲得した施設に与えられる。



(2) 対象

ア. 位置 原田中2丁目地内（大阪国際空港の南東）

イ. 敷地面積 約 6ha

ウ. 土地の所有者 新関西国際空港株式会社（駐車場を除いて市が無償借用）

エ. 法規制等

空港が近接するため、「航空法」第49条及び第56条の3に基づく建物の高さ制限があり、海拔高12~18m程度以上の高さの建物等の設置が禁止されています。また、「航空法」第52条において、航空灯火の明瞭な認識を妨げる照明の設置等が禁止されています。

オ. 多様な整備・管理運営手法の活用

「都市公園法」に基づき、都市計画施設の緑地（都市公園）として整備し、管理運営を行うため、事業のアイデアと管理運営のノウハウの活用を目的として、公民連携手法の導入を図ります。

(3) 事業方針

飛行機の鑑賞、みどりとのふれあい、人の交流をキーワードに、原則として既存施設の活用を図りながら、次のとおり整備方針を示します。また、地元住民をはじめ、市内外へ利用者を拡大していくことを想定し、提供する場ごとの整備イメージとイメージ図を示します。

○整備方針

大空と大地、賑わいから生まれる地域の活性化

● 迫力ある飛行機の離着陸を楽しめる場

飛行機を真下から間近で鑑賞することができる立地特性を活かし、大空を飛ぶ飛行機を見渡しながらくつろげる場とするため、こうした眺めを十分に活かせる展望施設を整備し、空港を身近に感じられる機会を提供する。

● 緩衝緑地の機能を備えたみどりにふれあえる場

みどりとふれあい、大地を感じられる場とするため、既存のみどりに関連する施設を活用するとともに、花の鑑賞や地産地消等の新しい楽しみも付加して、みどりと親しむことができる機会を提供する。

● 人と人が交流する賑わいの場

市内外から人が集まり、交流や賑わいを創出するため、癒しや安らぎ、感動などが得られ、貴重な体験や体感ができる施設を設置し、心から楽しむことができる機会を提供する。

○整備イメージ ※確定したものではなく、あくまでイメージとして想定したもの

テーマ	提供する場	めざす利用の姿	考えられる導入施設 (既存施設を含む)
大空	大空を見上げながら、くつろげる場	飛行機を観賞しながら楽しめるバーベキュー、ゆったりと飛行機鑑賞ができる展望施設、複合遊具、サクラなどに多くの人が集まっている。	バーベキュー広場、展望・芝生広場、遊具・サクラ広場
大地	土、みどりに積極的にふれあえる場	農体験やみどりの観察、リサイクル施設の見学などに、人々が楽しみながら参加している。	ウェルカムガーデン、市民花壇、自然観察園、緑と食品のリサイクルプラザ、体験農場、緑化樹木見本園、記念樹の森、農業用送水施設
賑わい	市内外から人が集まる魅力的な場	賑わいを生み出す施設に多くの人が集まり、飲食や地場産野菜などの購入、イベントなどの魅力あるスポットを楽しんでいる。	案内施設(カフェ)、マルシェ・イベント広場、駐車場・駐輪場

○整備イメージ図 ※確定したものではなく、あくまでイメージとして想定したもの

【基本コンセプト】大地と大空を体感できる賑わいの交流拠点



エントランスゾーン

【テーマ】気軽に立ち寄りやすいくつろげる場

【コンセプト】視覚的に楽しめるみどりの育成や体感

【新規施設】

◆案内施設（カフェ）

利用者への案内を兼ねたカフェなどの施設を整備



インフォメーションセンターを兼ねたカフェ
千里南公園カフェレストラン bird tree
(出典:吹田市HP)

◆市民花壇

利用者が立ち入りやすい雰囲気づくり（開放的なエントランスや園路、花壇等を整備）



市民ボランティア等による
花壇整備

◆ウェルカムガーデン

緑化樹木見本園を一部改修し、花壇や中低木の植栽、園路や休憩スペースなどを整備



ウェルカムガーデンイメージ
(清谷池公園バラ園)

【既存施設】

◆駐車場・駐輪場

現在は南側に駐車場があり、自動車と歩行者が同じ門から出入りしているが、安全確保のためにその動線を分離するとともに、駐車場の拡張と駐輪場を別途整備

◆記念樹の森

市民の記念樹が植えられている場所を環境学習の場として活用



◆緑化樹木見本園

自宅などに植える樹木の見本を展示している場所を活用し、ウェルカムガーデンと一体的に公開



農と自然体験ゾーン

【テーマ】食を楽しみ、みどりと親しみ学べる場

【コンセプト】みどりや地産地消の体験、資源循環や地産地消の学習

【新規施設】

◆マルシェ・イベント広場

体験農場で育てた野菜、地域農家が生産した野菜等を販売する広場を整備

キッチンカーの出店、地域の祭りやフリーマーケットなどのイベントでも活用



◆自然観察園

農業用送水施設と連動した自然観察園を整備。市民団体等による親子向け自然観察会、カワニナ放流会などを実施



【既存施設】

◆緑と食品のリサイクルプラザ

学校給食の残渣と剪定枝から製造する堆肥化施設の臭気対策等を充実し、資源循環啓発の場として活用



◆体験農場

堆肥化施設の堆肥を活用した農場について、野菜やお米などの栽培、収穫体験ができる場として活用



◆農業用送水施設

高度下水処理水を自然の力で水質浄化した農業用水を供給する施設をビオトープとして活用



飛行機鑑賞ゾーン

【テーマ】飛行機を眺めながら、快適な時を過ごす場

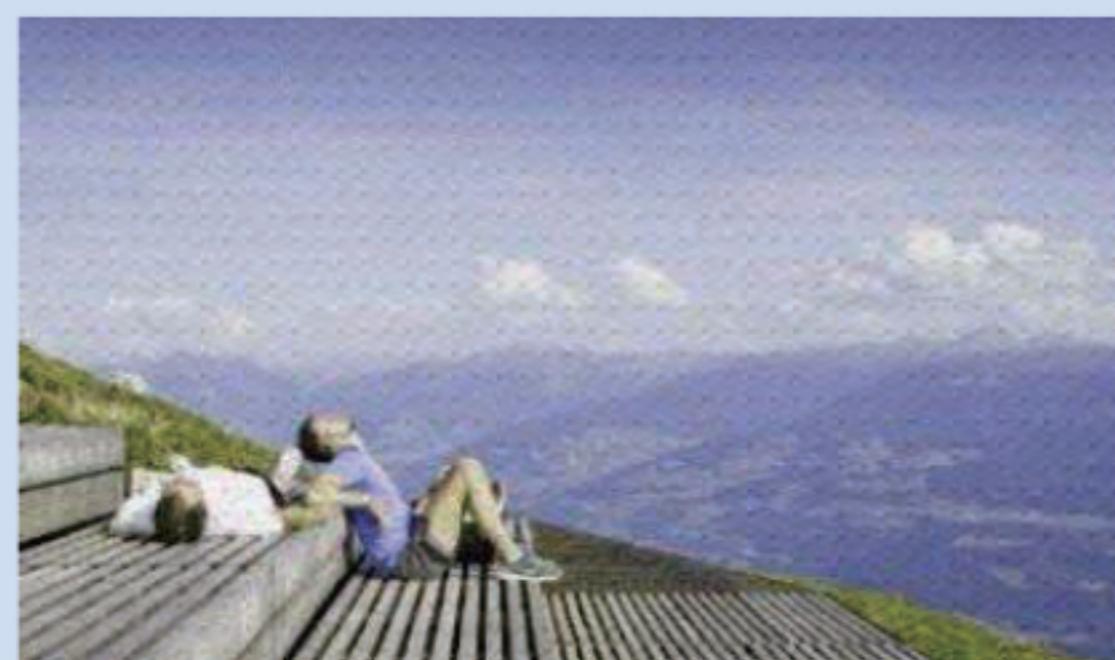
【コンセプト】飛行機や空港の臨場感の体感、季節を感じる景観の鑑賞

【新規施設】

◆展望・芝生広場

飛行機の離着陸を鑑賞しながら、くつろげる芝生広場や展望デッキ、ベンチなどを整備

展望広場のイメージ
(画像提供元：
Snøhetta/Christian Flatscher)



◆バーベキュー広場

飛行機を眺めながら現地で調達した野菜等が食べられる広場を整備



アグリパーク伊勢原（出典：(株)アグリメディアHP）

◆遊具・サクラ広場

子どもが遊べる複合遊具やアスレチック、健 康遊具等の子どもからお年寄りまでが野外レクリエーションを楽しめる広場を整備



サクラなどの花木を植え、飛行機を見ながらピクニックが楽しめる広場を整備

さくら広場（出典：PanasonicHP）



（4）概ねの事業スケジュール

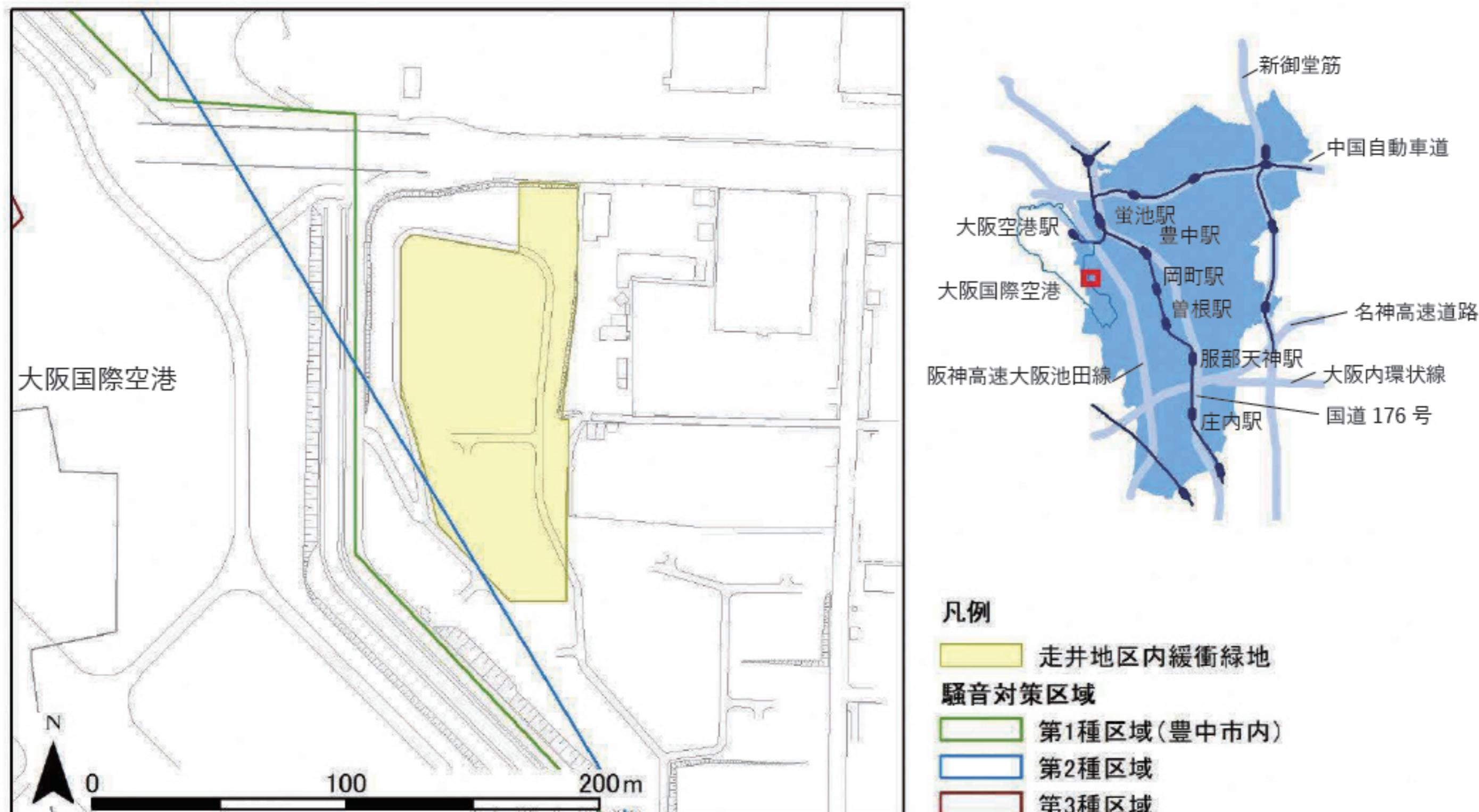
項目	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
事業者選定	●	●			
設計		●	●	●	
整備工事			●	●	●
供用開始				●	●

※いずれも最短でのスケジュールを示しています。

●走井地区内緩衝緑地の利活用

(1) 目的

走井地区内緩衝緑地は整備済みの緩衝緑地で、閉鎖型緑地として整備した場所ですが、薄暗くて防犯面や不法投棄が多いなどの景観上の課題があることから、この課題を解消するとともに、市民などが飛行機やみどりにふれあい、ゆとりある時間と空間を親しむ場を創造することを目的として、平成30年度（2018年度）から地元団体や関係団体と協力して利活用を進めています。



(2) 対象

ア. 位置

走井2丁目地内（大阪国際空港の東）

イ. 敷地面積

約 8,500 m²

ウ. 土地の所有者

新関西国際空港株式会社（市が無償借用）

エ. 法規制等

走井地区内緩衝緑地は「航空機騒音防止法」の騒音対策区域（第1種区域）内に位置します。

(3) 事業方針

- 低層の草花を活かし、多種多様な1年草や多年草を咲かせる花畠やサツマイモ畠などを整備します。
- 空港や空港に離着陸する飛行機を見渡せる環境を活用し、花が咲いている時期など年に数回、市民などに一般開放する出店ブースを設けたイベントなどを行います。
- 関係団体などとともに、新たな利活用の方策について検討します。

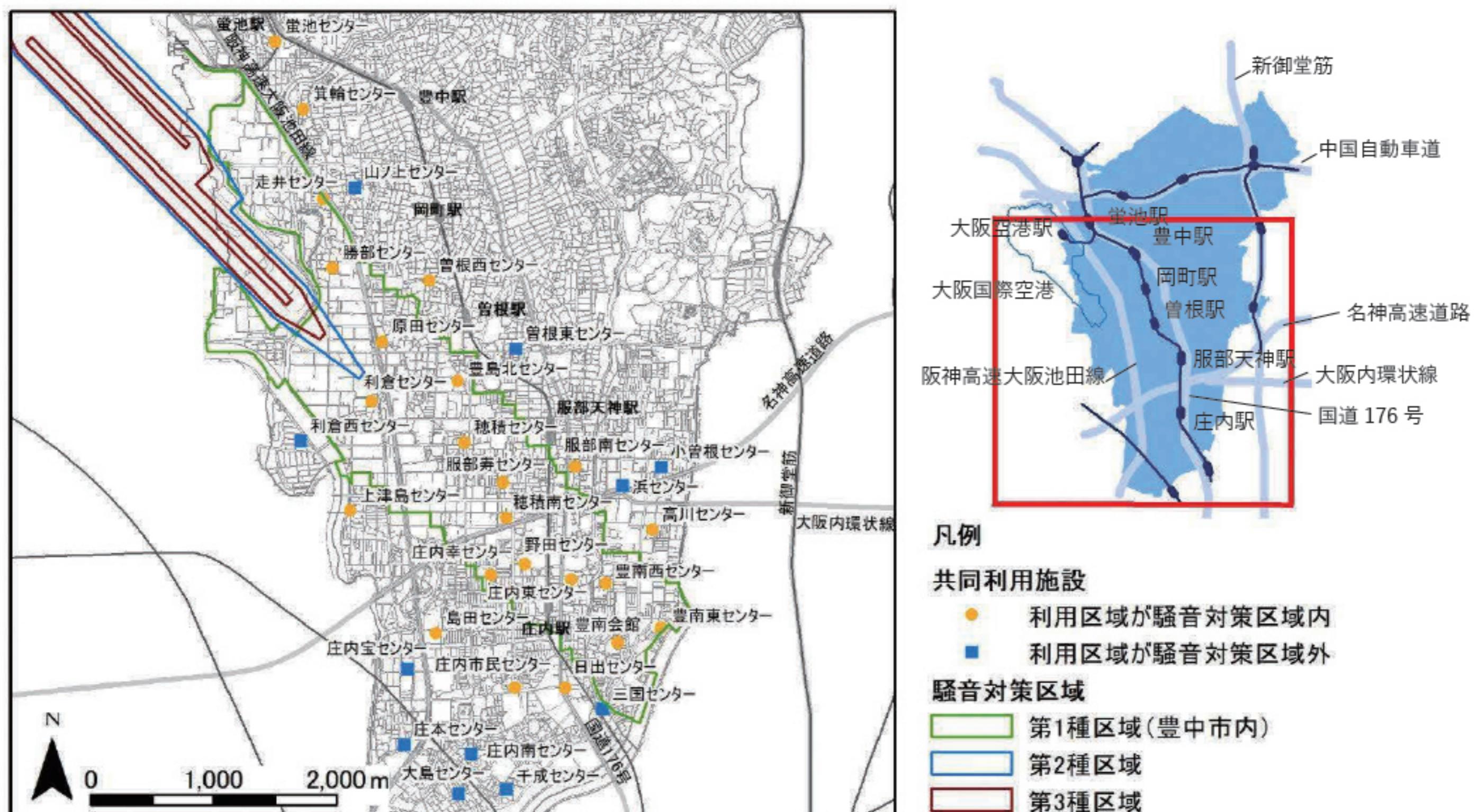
●共同利用施設の設備の充実

(1) 目的

共同利用施設は、建設から50年を超える施設もあり、老朽化による維持管理費の増大、トイレの改修、バリアフリーへの対応、駐車場の不備などが課題となっています。

こうしたことから、騒音対策施設である共同利用施設の利便性の向上と利用促進のため、施設の改修や建替えなどによる設備の充実を図ります。

また、管理運営委員会の意向を踏まえながら、運営方法や利用条件の見直しなどの新たな仕組みを検討し、今後の円滑な管理運営や利活用を進めます。



(2) 対象

- 現在、共同利用施設として運用している全34施設
- 利用区域が騒音対策区域外にある11施設については、共同利用施設として運用している間は、設備の充実をはじめ、運営方法や利用条件の見直しなどの新たな仕組みを検討します。

(3) 事業方針

- 改修や建替えに関するスケジュールなどの修繕・更新計画を作成します。
- トイレの改修、駐車場・駐輪場の整備、バリアフリー対応、インターネット環境の整備、エレベータ設置などの設備の充実を検討します。
- 管理運営方法や利用条件の見直しを進めます。

第6章 推進体制

本構想は、都市計画緑地や共同利用施設など多様な施設の整備の方向性について示しており、施設の整備や利活用、運営や維持管理などに事業者や市民の支援・協力が必要不可欠であることから、府内関係部局や府外の関係機関、事業者や市民と連携を図りながら本構想を推進します。

また、本構想に示した整備方針などを着実に進めていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返す「PDCAサイクル」を用いた進行管理を行います。



豊中市
TOYONAKA CITY

大阪国際空港周辺地域整備構想
概要版

令和4年（2022年）3月

豊中市都市活力部空港課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話：06-6858-2111